

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月2日

【会社名】 サイボー株式会社

【英訳名】 Saibo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯塚 剛 司

【本店の所在の場所】 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

【電話番号】 048-267-5151(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 藤井 孝 男

【最寄りの連絡場所】 (東京支店)東京都中央区日本橋人形町1丁目2番6号

【電話番号】 03-3667-5771(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店支店長 飯塚 豊

【縦覧に供する場所】 サイボー株式会社東京支店  
(東京都中央区日本橋人形町1丁目2番6号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7円 総額95,880,148円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第29条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

#### 第3号議案 取締役5名選任の件

飯塚剛司、藤井孝男、飯塚元一、飯塚将及び飯塚豊を取締役に選任するものであります。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任する永田和久氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	110,684	96	0	(注)1	可決 99.91
第2号議案 定款一部変更の件	110,677	103	0	(注)2	可決 99.91
第3号議案 取締役5名選任の件					
飯塚剛司	110,662	118	0	(注)3	可決 99.89
藤井孝男	110,732	48	0		可決 99.96
飯塚元一	110,733	47	0		可決 99.96
飯塚将	110,683	97	0		可決 99.91
飯塚豊	110,733	47	0		可決 99.96
第4号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	110,641	139	0	(注)1	可決 99.87

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。